

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

私に関わりを持ったブラック企業は、これです！

「**ブラック企業**」「**ブラック企業**」と皆さんは、日常会話の中でよく使います。

どのような企業がブラック企業かを、今月のテーマとして、とり上げます。

私は、ある県の運送業の会社 X で働いている従業員 A から「4 月分の給料から自分には全く意味が分からない金額が引かれているので調べてくれませんか？」という相談を受けました。その後、彼が働いている会社と事業所を調べると、いろいろなことが分かってきました。例えば、彼が働いている営業所の事務所の中に 1 回目の物損については、給料から 6 万円減額する。

2 回目の物損に対しては、7 万円減額する。

3 回目の物損に対しては、8 万円減額する

という文章が掲示されていることが分かりました。

現に、彼の給与明細書の 4 月分の支給項目のところには

4/11 対物事故 (1/3 回)

-20,000 円

という記載があり、減額されていました。再度、彼に聞きますと 4 月 11 日の物損の事故については全く記憶にないということでした。ここで、労働基準法の第 16 条を取り上げます。

労基法第 16 条（賠償予定の禁止）

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

つまり、この条文と具体例から考えると、減額するとは、従業員に違約金を支払わせるということである。その違約金とは、債務不履行について不履行者がその相手方に支払う金銭のことであり、実害の有無にかかわらず取り立てることができるものと解されている。従って、従来労働者の逃亡や中途転職に備えてその親とそのような定めをし、労働者の逃亡を事実上抑制し、拘束する作用をしていたのでした。

法第 16 条の違反があると、労働者保護の観点から、事業主に対して、

労基法第 119 条の 1 項により 6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられるとある。

また、この事例は労働基準法第 24 条 1 項にも違反をしていました。つまり、

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ことにも違反をしていたということです。24 条違反は、事業主に対して、労基法第 120 条の 1 項により 30 万円以下の罰金に処せられるとある。今回は、違約金の事例であったが、この企業 X は、他にも法令違反をしていました。このブラック企業に対する攻略法については、社労士ニュースでは書けませんのでお許しく下さい。